

福島市土木設計業務等設計変更ガイドライン

平成30年2月

福島市財務部契約検査課

目 次

1 設計変更ガイドライン策定の目的	P. 1
(1)はじめに	P. 1
(2)本ガイドラインの適用について	P. 1
(3)定義	P. 1
(4)業務実施にあたっての留意事項	P. 2
2 設計変更・契約変更の基本事項	P. 3
(1)設計変更と契約変更	P. 3
(2)設計図書の変更・指示にあたっての留意事項	P. 3
(3)設計変更・契約変更の対象となる項目	P. 4
(4)設計変更手続きフロー	P. 5
3 設計変更が不可能なケース	P. 6
4 設計変更が可能なケース	P. 6
5 設計変更が可能なケースの具体例	P. 7
(1)設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合	P. 7
(2)設計図書の表示が明確でない場合	P. 8
(3)設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合	P. 9
(4)発注者が必要であると認め、設計図書の内容を変更する場合	P. 10
(5)業務の中止の場合	P. 11
(6)受注者の請求による履行期間の延長の場合	P. 12
(7)発注者の請求による履行期間の短縮等の場合	P. 13
(8)「設計図書の点検」の範囲を超える場合	P. 14
6 関連事項	P. 15
(1)既存設計等の誤りに関する取扱い	P. 15
(2)指定・任意の運用	P. 15
(3)円滑な設計変更	P. 16

1 設計変更ガイドライン策定の目的

(1)はじめに

市民生活の基盤となる道路、河川、下水道、公園などの様々な社会資本の最適な整備・維持管理を実現するためには、それらに資する土木関係の公共工事に関する測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務(以下「土木設計業務等」という。)の適切な履行が重要となります。

また、適切な土木設計業務等の成果を確保するためには、地形、地質、環境等の自然環境や現場条件、さらには地元・関係機関との協議等を考慮のうえ、法規性を満たしつつ安全性・経済性を追求していくことが求められます。

土木設計業務等は、目的物が図面等によって決められている工事とは異なり、発注者が業務の基本的な方針を明確に示し、受注者はその方針に基づき、自らの技術力や応用力を駆使して取り組むなど、受発注者双方の協働によって高品質な成果品を作成することができます。

しかしながら、業務の過程において予見できない事態が発生し、業務内容の変更や業務の一時中止が避けられない場合もあります。このような場合、良好な受発注者間の協働環境を構築するためには、発注時における適正な条件明示のみならず、受発注者間のコミュニケーション、履行条件の変化に伴う適切な協議が重要となります。

本ガイドラインは、受発注者が、設計変更の可能なケースや不可能なケース、手続きの流れ等について共通認識を持ち、十分理解しておく必要があることから、こうした場合に「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」の主旨に基づき、適正かつ円滑な設計変更・契約変更等の発注関係事務を実施するためのツールとして活用することを目的に策定したものです。

(2)本ガイドラインの適用について

福島市業務委託契約書(以下「契約書」という。)及び福島県土木設計業務等共通仕様書〔業務委託編〕(以下「共通仕様書」という。)を適用し、本市が発注した土木設計業務等に適用する。

(3)定義

「契約図書」 契約書及び設計図書をいう。

「設計図書」 別冊の図面、仕様書(特記仕様書、共通仕様書)、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

「協議」 書面により契約図書の協議事項について、受発注者が対等の立場で合議し、結論を得ること。

「指示」 発注者が受注者に対し、業務上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。

1 設計変更ガイドライン策定の目的

(4)業務実施にあたっての留意事項

発注者・受注者共通の留意事項

土木設計業務等は、受発注者が対等な立場でそれぞれの役割分担を適切に行ったうえで履行されるものであり、設計変更内容についても両者が同意することが不可欠です。

「協議」及び「指示」については、対等性及び透明性確保のため、書面により実施しなければなりません。

【書面主義の徹底】

業務の履行に必要な設計条件等について確認を行います。

業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や、速やか、かつ、適切な回答に努めることが重要です。

合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行います。契約書に定めのない事項については、必要に応じて、受発注者が協議して定めるものとします。この場合において、権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければなりません。

【契約書第34条(契約外の事項)】

発注者の留意事項

土木設計業務等は設計図書に従い行われるため、発注者は、必要な業務の履行条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した設計図書を適切に作成するとともに、必要に応じて、基本的な計画条件、関係機関との調整、実施の確認等の条件明示をします。

履行条件を明示することにより、それらが変更になった際に、受発注者のどちらの責により変更が発生したか責任の所在が明確となり、適切な契約変更が行えるようになります。

業務履行中に設計変更の必要が生じた場合には、受注者に対して書面により適切な指示を速やかに行わなければなりません。

年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る必要があります。

年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越の適切な運用を行います。

当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書の変更の円滑化を図る必要があります。

受注者の留意事項

業務の目的を達せられるよう履行する義務があり、そのため指名通知又は入札公告等があった時点で、発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認及び点検する必要があるため、点検結果により疑義が生じた場合には、質問をすることが重要です。

業務中に疑義が生じた場合には、その旨、速やかに発注者へ打合せや書面により「協議」を行い、発注者の書面による「指示」に従い業務を進めることが重要です。(独自での判断で実施しない)。

2 設計変更・契約変更の基本事項

(1) 設計変更と契約変更

「設計変更」とは、業務の履行にあたり契約書第7条第1項各号の事実が確認され、設計図書の内容を訂正又は変更するものです。

「契約変更」とは、以下の結果、福島市財務規則第162条第2項の規定に基づき、当該契約の変更に関する契約締結を行うものです。

- ① 履行期間の変更協議・決定 【契約書第13条】
- ② 業務委託料の変更協議・決定 【契約書第14条】

(2) 設計図書の変更・指示にあたっての留意事項

当初契約の考え方、設計条件等を再確認のうえ、変更協議を行います。

当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更指示は書面で行います。

設計変更に係る「手順」及び「要因」については、原則として、下記の要件が必要です。

	設計変更に係る要件	要件を満たさない場合
手順	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">書面による 設計変更協議</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">書面による 業務内容・費用負担の合意</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">履行</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者と協議を行っていない場合 ・協議が口頭のみの場合 (緊急時を除く。) ・受注者が独断で履行した場合 <p>※参照 「3 設計変更が不可能なケース」</p>
要因	<ul style="list-style-type: none"> ・条件変更等 【契約書第7条】 ・設計図書等の変更 【契約書第8条】 ・業務の一時中止 【契約書第9条】 ・受注者の提案 【契約書第10条】 ・履行期間の延長 【契約書第11条】 ・履行期間の短縮 【契約書第12条】 ・「設計図書の点検」の範囲を 超える場合 【共通仕様書 第1105条】 ・設計図書と業務内容が一致 しない場合など 【契約書第34条】 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者の責による場合 <p>※参照 「4 設計変更が可能なケース」</p>

2 設計変更・契約変更の基本事項

(3) 設計変更・契約変更の対象となる項目

契約書における設計変更・契約変更の対象は以下のとおり。

契約書	対象となる場合	履行期間の変更	業務委託料の変更
第7条	設計図書の履行条件等との相違が確認された場合 (「受注者から確認を求める事項一覧表」参照)	○	○
第8条	発注者が必要であると認め、設計図書等を変更する場合	○	○
第9条	業務を一時中止する場合	○	○
第10条	受注者の提案により設計図書等を変更する場合	○	○
第11条	受注者の請求により履行期間を延長する場合	○	○
第12条	発注者の請求により履行期間を短縮する場合	○	○

※発注者の責めに帰すべき事由があり、発注者が負担しなければならない例

【契約書第15条、第16条、第17条、第34条】

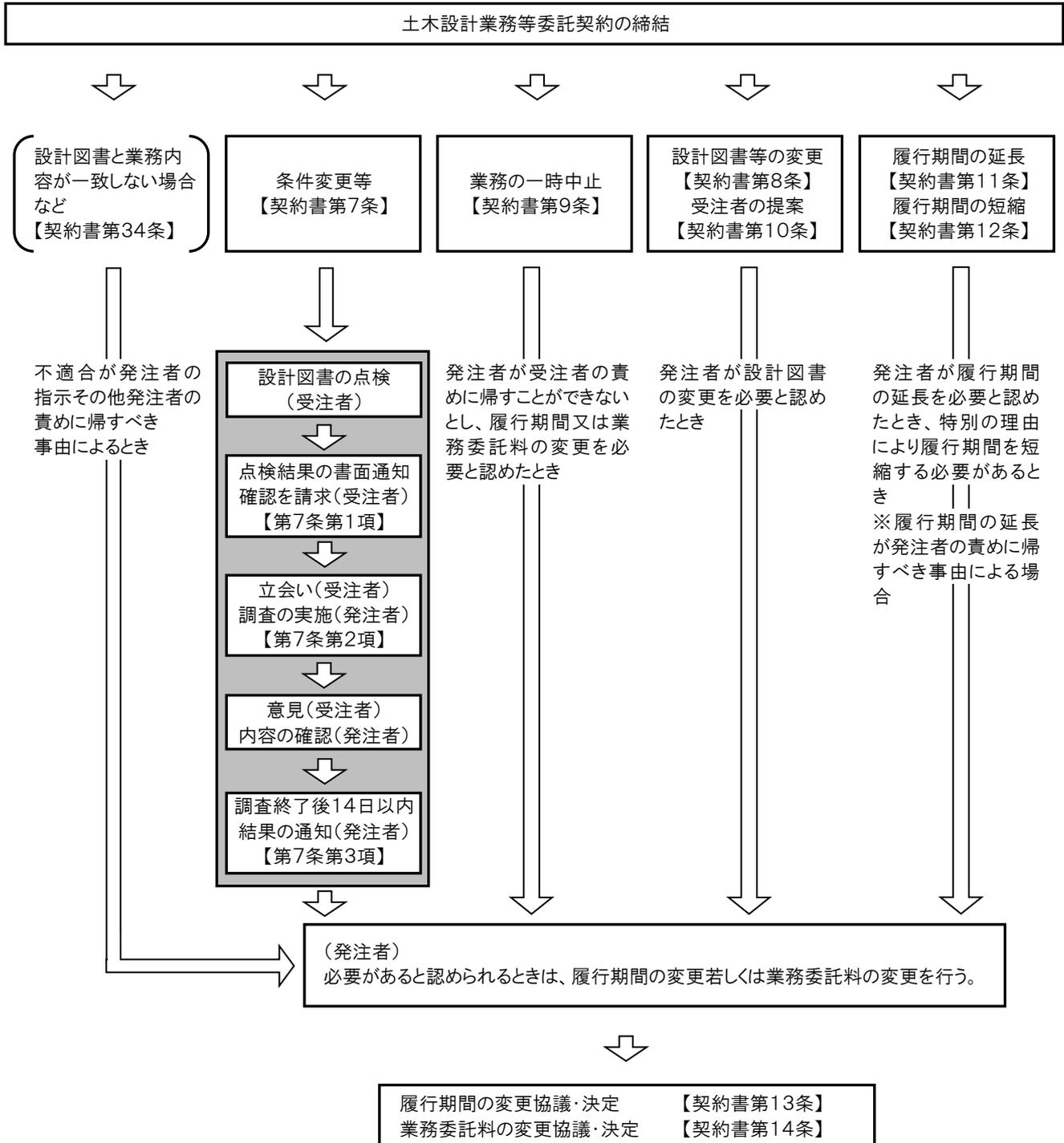
- ・臨機の措置をとった場合(受注者が負担することが適当でないと認められる部分)
- ・業務の実施に関して損害が発生した場合(発注者の責に帰すべき事由により生じたもの)
- ・天災等不可抗力により損害が発生した場合(業務委託料の100分の1を超える損害額)
- ・特許権、商標権等に係る履行方法等を指定しながら、対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がある存在を知らなかった場合
- ・設計図書と業務内容が不整合のため修補を指示し、発注者にその責がある場合
- ・委託料の額の変更にて、設計図書を変更する場合(設計図書の内容変更)
- ・引渡前に成果品を使用したことにより、発注者が受注者に損害を与えた場合

受注者から確認を求める事項一覧表【第7条 条件変更等】

契約書	内容
第7条1項第1号	設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
第7条1項第2号	設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合
第7条1項第3号	設計図書の表示が明確でない場合
第7条1項第4号	履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違する場合
第7条1項第5号	設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

2 設計変更・契約変更の基本事項

(4)設計変更手続きフロー



3 設計変更が不可能なケース

以下のような場合は、原則として、契約書第13条及び第14条による履行期間の変更、業務委託料の変更はできません。

- ①設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- ②発注者と「協議」をしているが、受注者が「協議」の回答等がない時点で業務を実施した場合
- ③「承諾」により業務を実施した場合
- ④契約書、共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合
【契約書第7条～第14条、共通仕様書第1105条、第1121条～第1124条】
- ⑤正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

4 設計変更が可能なケース

以下のような事例で、所定の手続きを経た場合は、設計変更・契約変更の対象となります。

- ①当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- ②当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- ③所定の手続を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
【契約書第7条～第14条、共通仕様書第1105条、第1121条～第1124条】
- ④設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合
(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- ⑤受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合
- ⑥受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を受注者が実施する場合

(1)設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合	【契約書第7条1項第2号】
(2)設計図書の表示が明確でない場合	【契約書第7条1項第3号】
(3)設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合	【契約書第7条1項第4号】
(4)発注者が必要であると認め、設計図書等の内容を変更する場合	【契約書第8条】
(5)業務の一時中止の場合	【契約書第9条、共通仕様書第1124条】
(6)業務に係る受注者の提案がある場合	【契約書第10条】
(7)受注者の請求による履行期間の延長の場合	【契約書第11条、共通仕様書第1123条】
(8)発注者の請求による履行期間の短縮等の場合	【契約書第12条、共通仕様書第1123条】
(9)「設計図書の点検」の範囲を超える場合	【共通仕様書第1105条】

5 設計変更が可能なケースの具体例

(1) 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合の手続き

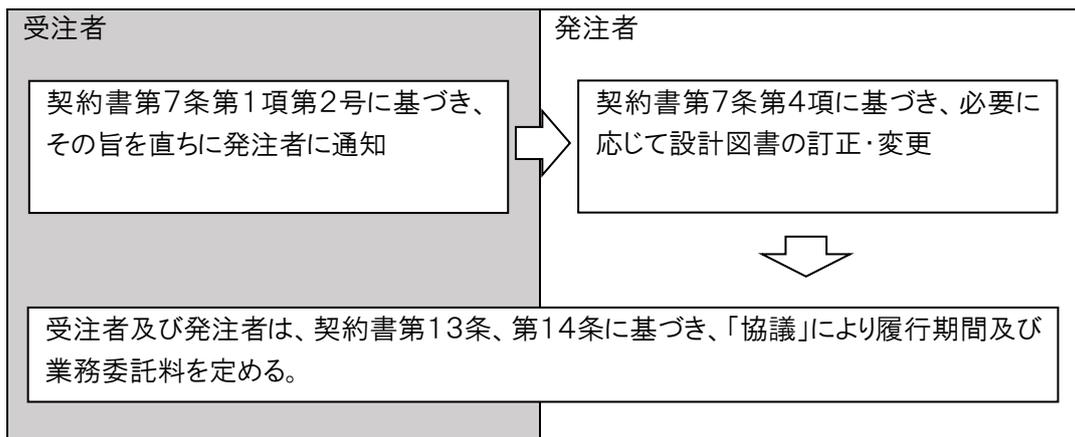
【契約書第7条1項第2号】

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要があります。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行います。

条件明示する必要があるにもかかわらず

- ①設計条件に関する
 - ②現地条件に関する
 - ③検討項目が一式計上となっており、検討範囲の
- } 条件明示がない場合



<具体的な事例>

- ①貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
- ②必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- ③条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。
- ④基準点測量に係る等級選定、電子基準点測量の実施、水準測量の実施が適正に計上されていなかった。
- ⑤機械ボーリング箇所(φ66mm)でのサンプリングの実施や、サンプリングのための機械ボーリング(ノンコア)が計上されていなかった。
- ⑥「予備設計あり」で道路詳細設計を受注したが、概略設計までしか実施していなかった。
- ⑦砂防予備設計において、必須である現地調査(溪流断面調査、流木発生状況調査、粒径調査)が計上されていなかった。

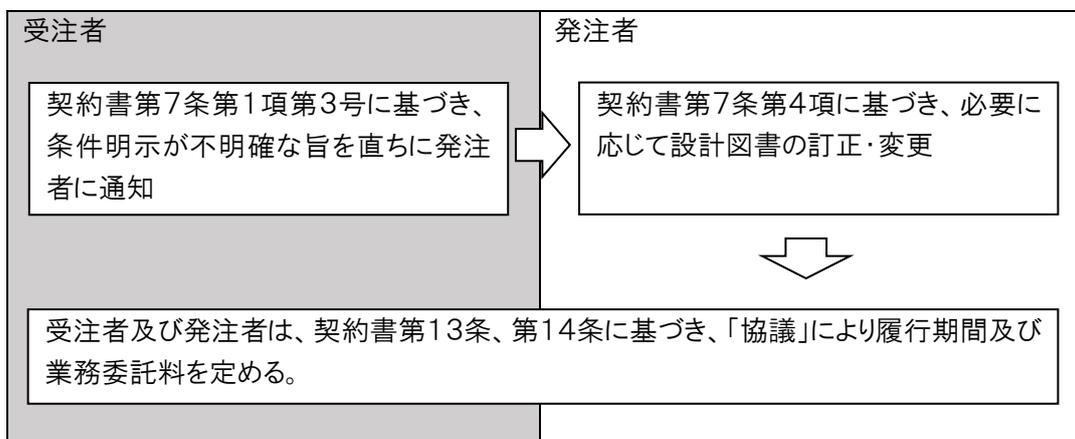
5 設計変更が可能なケースの具体例

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続

【契約書第7条1項第3号】

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことです。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行います。



<具体的な事例>

- ①同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
- ②設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- ③既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- ④関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。
- ⑤設計図書において、オールコアボーリングかノンコアボーリングか条件明示されていない。また、ノンコアボーリングで計上しているにも関わらず、オールコアボーリングを指示された。
- ⑥橋梁および道路設計において、河川条件が設計図書に明示されておらず、河川条件設定のための検討が必要となった。

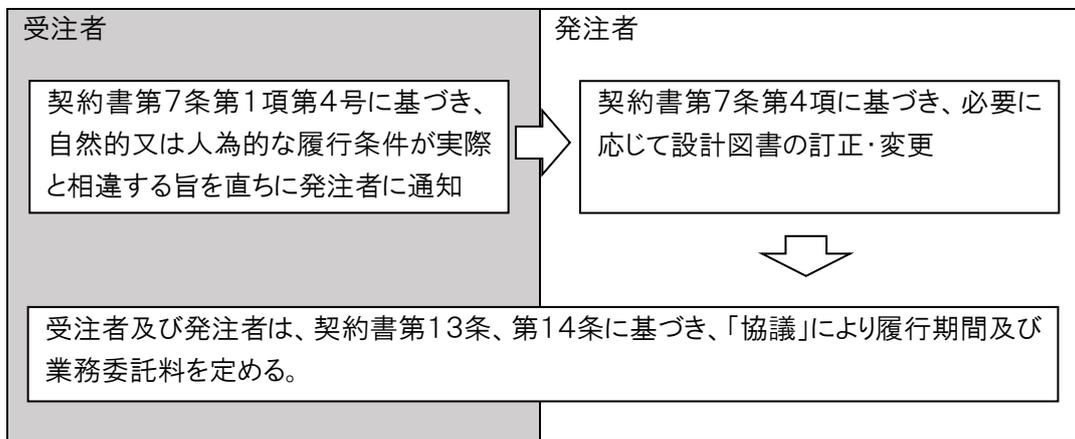
5 設計変更が可能なケースの具体例

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続

【契約書第7条1項第4号】

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられます。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行います。



<具体的な事例>

- ① 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討すべき項目が増えた。
- ② 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- ③ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- ④ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- ⑤ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- ⑥ 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- ⑦ 既存平面図と現地の地形で相違があり、現地測量を追加する必要が生じた。
- ⑧ 構造物設計において、当初発注は詳細設計のみであったが、現地条件を確認の結果、予備設計の工法比較選定の必要が生じた。
- ⑨ 指針改定等により、既存の設計成果をそのまま後続作業に引用できないため、既存成果を修正する必要が生じた。

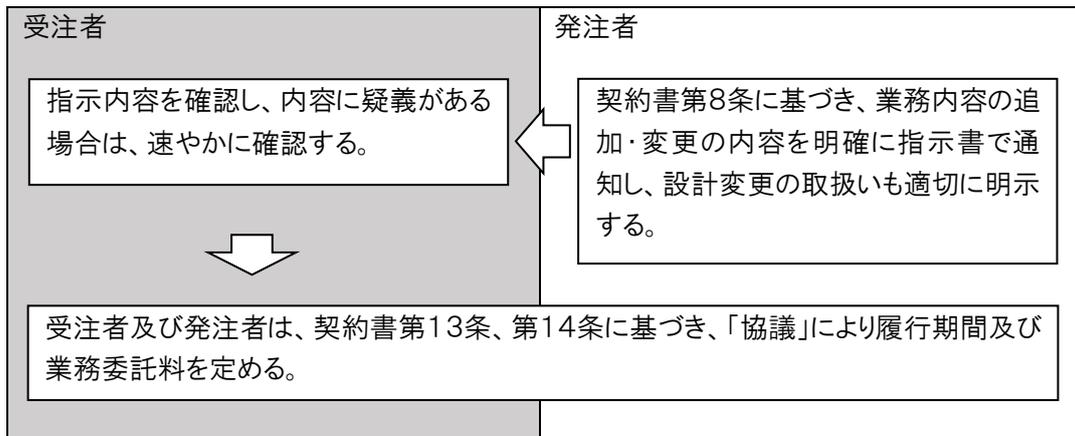
5 設計変更が可能なケースの具体例

(4)発注者が必要であると認め、設計図書の内容を変更する場合の手続

【契約書第8条】

業務の履行途中において、条件等を変更せざるを得ない事態が生じる場合があります。この場合においては、発注者自らの意思で設計図書を変更しなければなりません。

ただし、原契約と関連の薄い業務の追加は行わず、別途発注によることを原則とします。



<具体的な事例>

- ①設計図書に明示している以外の検討範囲や数量を変更することとなった。
- ②契約後に判明した事象により、やむを得ず検討業務の変更を行う必要が生じた。
- ③設計図書に明示していない成果品が必要になり、それに伴い検討業務も追加となった。
- ④設計検討の結果、擁壁等の新たな工種の追加や、当初必要と考えていた工種が不要となった。
- ⑤設計検討の結果、設計延長や数量が増減したことに伴う変更があった。
- ⑥当初、構造物詳細設計で発注されたが、施工計画を考慮した構造検討(極力、交通規制しない構造形式選定)が必要となったため、予備設計を追加した。
- ⑦構造物詳細設計において、詳細地形図、地質調査が実施されておらず、協議をし、別業務で実施した。

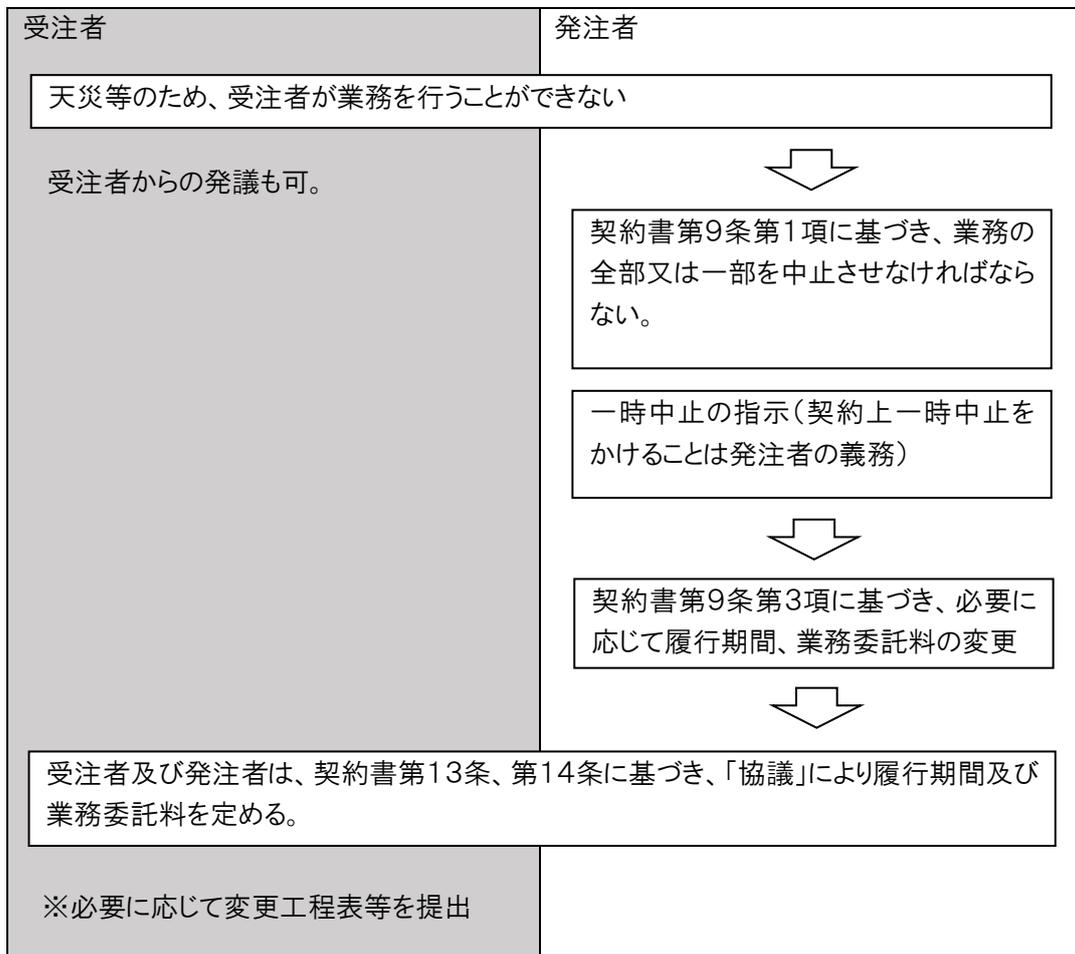
5 設計変更が可能なケースの具体例

(5)業務の中止の場合の手続

【契約書第9条、共通仕様書第1124条】

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられます(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。

この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければなりません。



<具体的な事例>

- ① 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ② 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- ③ 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。
- ④ 関係機関との協議が思うように進まず、回答待ちの期間が長くなった。
- ⑤ 被災箇所の調査等の緊急対応が生じた。

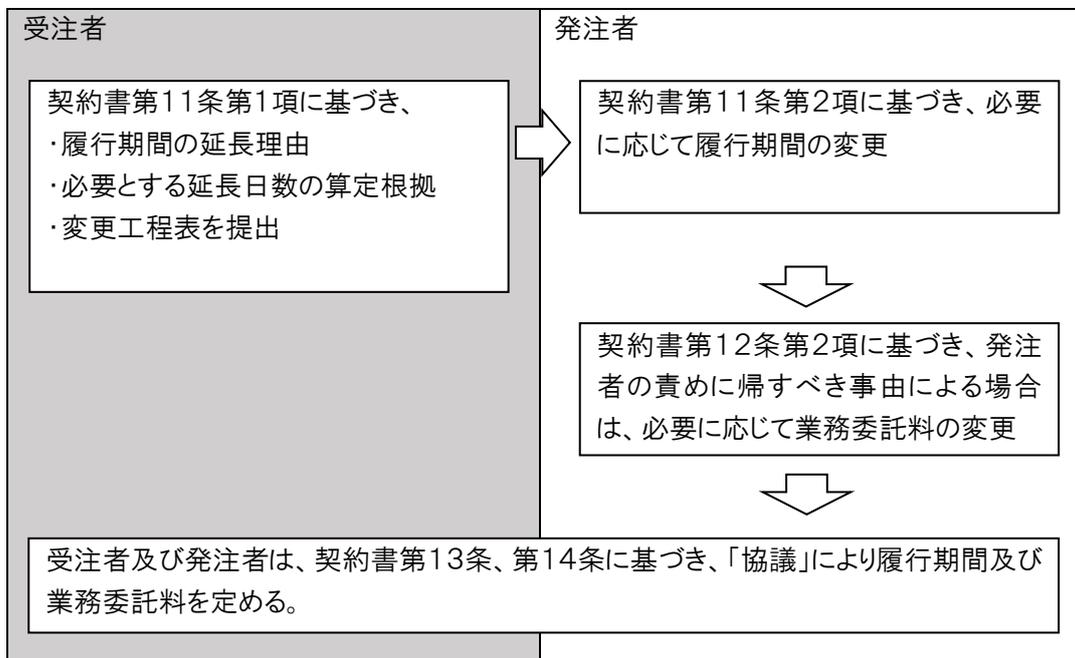
5 設計変更が可能なケースの具体例

(6)受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続

【契約書第11条、共通仕様書第1123条】

受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられます。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行います。



<具体的な事例>

- ①第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ②天災等により業務の履行に支障が生じた。
- ③関係機関協議によって設計条件を決定する必要があったが、関係機関との調整に時間を要したため、工程が遅延した。
- ④関係機関協議が長引き、道路縦断線形の決定までに想定以上の期間(3箇月程度)を要したため、工期の延伸が必要となった。

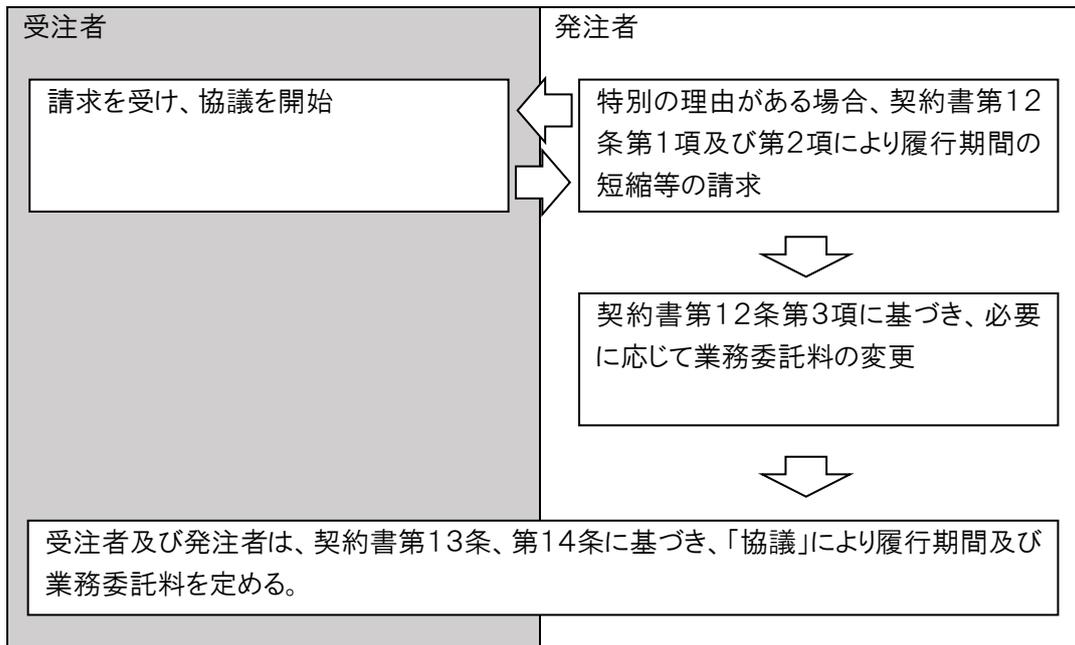
5 設計変更が可能なケースの具体例

(7)発注者の請求による履行期間の短縮等の場合の手続

【契約書第12条、共通仕様書第1123条】

発注者が特別な理由により履行期間を短縮する必要がある場合（供用開始の前倒しの場合等）があげられます。

発注者は、必要に応じて業務委託料を変更しなければなりません。



<具体的な事例>

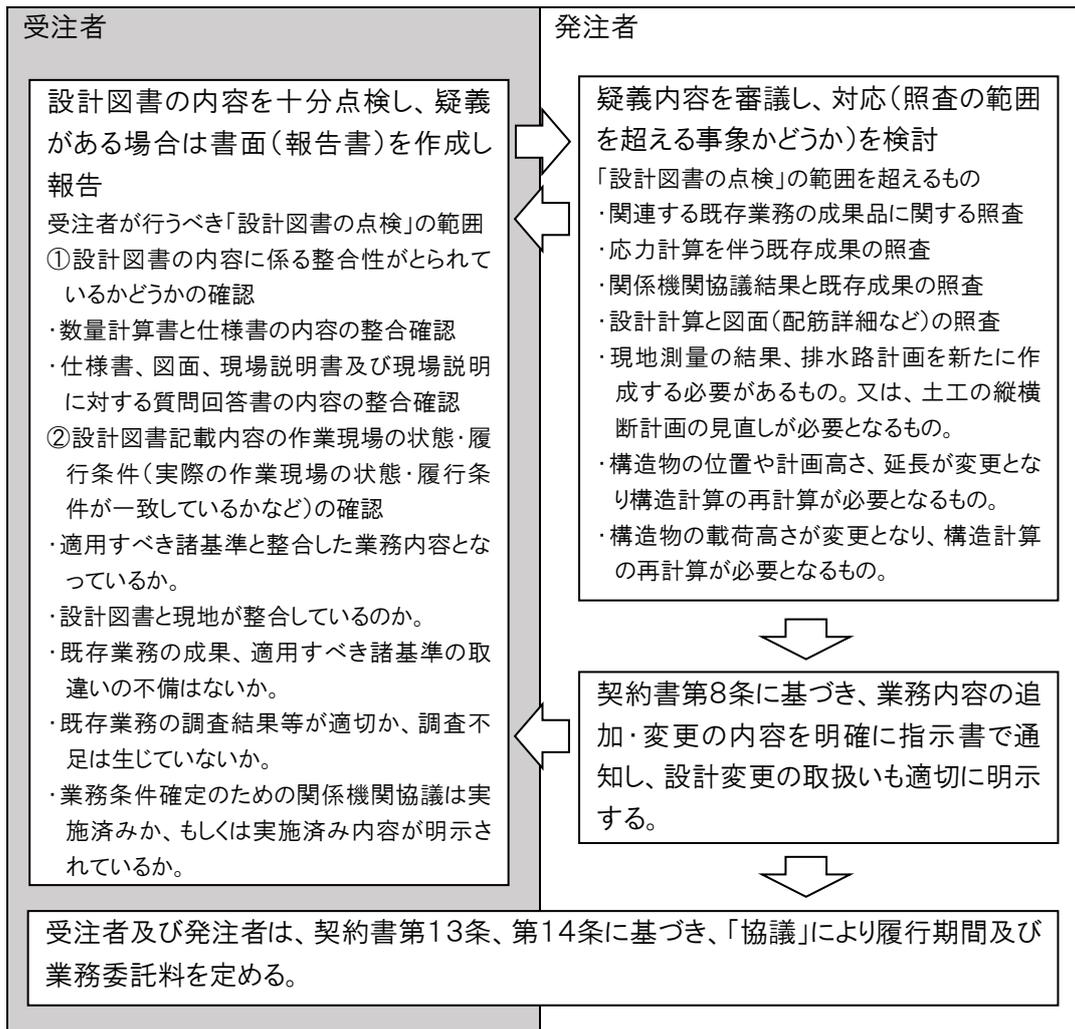
- ①一部業務の取り止めや変更に伴い、必要最低限の履行期間に見直す必要が生じた。
- ②供用開始の前倒しに伴い、早期に工事を発注する必要が生じ、当初履行期限よりも前倒しで成果品が必要となった。

5 設計変更が可能なケースの具体例

(8)「設計図書の点検」の範囲を超える場合の手続

【共通仕様書第1105条】

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業の例としては、下記のようなことがあげられ、このような場合には、協議により適切に変更を行うものとします。



<具体的な事例>

- ①提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった。
- ②詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった。
- ③過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった。
- ④既存成果の照査(応力計算、関係機関協議結果、詳細な配筋図等)

6 関連事項

(1) 既存設計等の誤りに関する取扱い

設計図書の点検において、既存業務の成果品に誤り等があることが発見された場合、受注者は速やかにその事実を発注者に報告しなければなりません。

報告を受けた発注者は、既存業務の受注者に対して成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行うものとします。その結果、誤りが先発受注者の責にある場合は、契約書第24条に基づく『瑕疵担保』請求を求めるものとし、速やかに修正させ、修正後の成果品を後発受注者へ提示することとします。

なお、誤りの原因が発注者の責による場合は、その費用は発注者が負担するものとします。また、その場合の修正を、先発・後発どちらの受注者に行わせるかは、修正の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとし、責任の所在を明確にしないまま費用負担も行わずに、安易に後発業務の受注者に修正を行わせることは、厳に慎まなければなりません。

(2) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、考え方を理解し、適切に取り扱う必要があります。

定義

業務を完了するために必要な一切の手段について

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ①契約書や設計図書等に <u>特別の定め</u> がある場合 | } → 「指定」 |
| ②指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合 | |
| ③上記以外の場合 | → 「任意」 |

発注者は、指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があることから、履行条件明示をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要です。

指定・任意の考え方

区分	指定	任意
設計図書 (履行方法等の条件) 履行方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。	履行方法等について設計図書等に具体的に指定、明示する。 (契約条件として位置づける。) 変更をする場合は、発注者の指示、又は、承諾が必要。	履行方法等について具体的には指定しないので、受注者の任意で変更可能だが、業務計画書の修正、提出等は必要。発注者の考え方を参考図や参考資料として提示する場合がある。 任意については、受注者が自らの責任で行うもので、履行方法等の選択は、受注者の裁量に委ねられている。(変更の対象としない。)
履行方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。

6 関連事項

(3)円滑な設計変更

<入札前>

発注者は、設計図書について、適切な条件明示がなされているか、設計書と図面に矛盾がないかなどを良く確認し、適正な設計図書の作成に努めなければなりません。

発注者は、入札参加者が契約書、設計図書及び現場条件等に疑義がある場合に提出する質問書に対して、受注者にとって入札条件の確認機会であることを十分に認識し、不明確な条件明示とならないように適正に回答しなければなりません。

<業務履行中>

発注者は、当初設計において適切な条件明示の徹底を図る必要があるが、履行中における適切な設計変更を行うためには、打合せ協議において、履行条件の共通理解を十分に図ることが重要です。

高品質な成果品を作成するためには、受発注者でより良好な協働環境を構築することが不可欠であり、そのためには受発注者間のコミュニケーションが重要となります。また、コミュニケーションを取ることで、設計変更に係る協議の円滑化にも繋がります。

さらに、発注者へ成果品を納入した後、工事の受注者(施工者)に対して設計の思想等を共有することで工事目的物の品質を向上させることができます。

業務履行中及び業務完了後において、業務委託の受注者(設計者)が関わる事項を整理し、受発注者双方の共通認識を図ります。また、対応期限の明確化や履行状況の報告、確認を定期的(毎月末もしくは発注者の指示による)に行うことで状況の把握をし、受発注者双方がそれぞれ業務の進捗状況や懸案事項等の情報、考えを共有して業務に反映させることが重要となります。

ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応をすることをいいます。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をします。【共通仕様書第1111条】

